

第83回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日(木) 午前10時
(午前9時受付開始予定)

開催場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

目次

第83回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	26
計算書類	29
監査報告	32
株主総会参考書類	38
第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役6名選任の件
第4号議案	監査役1名選任の件
第5号議案	補欠監査役1名選任の件

〈株主総会の運営に関するお知らせ〉

◎今後の状況により株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.mamiya-op.co.jp/>) において、お知らせいたします。

Mamiya-OP

マミヤ・オーピー 株式会社

証券コード：7991

証券コード 7991
(発送日) 2025年6月6日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月4日

株 主 各 位

(本店所在地)
埼玉県飯能市大字新光1番地1
(東京本社)
東京都新宿区西新宿六丁目18番1号
マミヤ・オーピー 株式会社

代表取締役社長 関 □ 正 夫

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、本招集ご通知（書面）のご送付と併せて、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

◎当社ウェブサイト <https://www.mamiya-op.co.jp/>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



◎株主総会書類 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/7991/teiiji/>



◎東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「マミヤ・オーピー」、または「コード」に当社証券コード「7991」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階 ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
3. 目的事項	報告事項 1. 第83期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第83期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項	1. 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。 2. インターネットと議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りしております。
 - ◎電子提供措置事項のうち、事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は、本書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類を含む監査対象書類を監査しております。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は1ページに記載しております各ウェブサイトにおいて、その旨並びに修正前及び修正後の事項を、また、株主総会の運営方法に大きな変更が生じる場合は当社ウェブサイトにも、その旨及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。
 - ◎手話通訳や介助が必要な株主様は、通訳者や介助者1名に限り同伴して出席いただくことができます。ただし、通訳者や介助者が議決権を行使したり、質問することはできませんので、ご了承ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時20分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号: ○○○○○○○○ 議決権の数: XX 票

御中

××××年 ×月××日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

（横並び）

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（縦並び）

スマートフォン用
議決権行使書
ウェブサイトを
ログインQRコード
見本

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

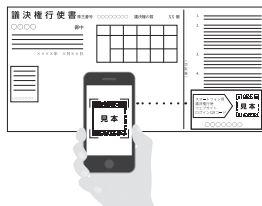
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることが出来ます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、個人消費に一部足踏みが残るものの、緩やかに回復しております。一方で、物価上昇の継続による個人消費に及ぼす影響、通商政策等アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響が懸念され、先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境の下で当社グループは、システムソリューション事業の強化を進めつつ、グループの経営資源を有効に活用し、安定的かつ持続的な成長を実現するため、高品質と低コストを兼ね備えた製品の提供や、顧客の抱える課題に対するソリューションの提案に取り組み、更なる企業価値の向上を図ってまいりました。

当連結会計年度においては、電子機器事業セグメントにおけるスマート遊技機用ユニット及び新紙幣対応の紙幣識別機の入替え需要が当初計画を上回り、業績が伸張いたしました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は337億7百万円（前期比23.0%増）、営業利益は63億99百万円（前期比32.3%増）、経常利益は67億90百万円（前期比23.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は47億18百万円（前期比22.5%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりです。

（電子機器事業セグメント）

アミューズメント関連製品の主要な市場であるパチンコ・パチスロ関連市場は、全日遊遊が発表した「組合員加盟店舗の実態調査」結果によると、2025年2月末日現在の全日遊遊加盟パチンコホール店舗数はついに6,000店舗を割り込む5,969店舗となるなど、依然として減少傾向が続いております。一方で、スマート遊技機の設置店舗数及び設置台数は順調に伸びており、スマート遊技機用ユニットの需要が好調に推移したことに加え、新紙幣対応の紙幣識別機への入れ替え需要もあり、業績は続伸いたしました。

モバイルオーダーシステム「CHUUMO」につきましては、顧客属性に応じた営業活動の実践による営業力の強化や、継続的な代理店開拓による販売チャネルの強化に注力いたしました。また、液晶小型券売機につきましては、中小企業省力化投資補助金の対象製品に登録されたことによる販売の促進、観光地・インバウンド向けの営業強化、新たに事業展開をしたリユース品事業の販売強化、コー

ルセンターを活用した保守メンテナンス業務の他社からの受託等により、順調に推移いたしました。

自律走行システム「I-GINS」につきましては、「I-GINS」搭載車両の販売に加え、顧客所有の芝刈り車両への「I-GINS」後付けによる自律走行車両化といった戦略的な営業活動の実践、保守メンテナンス体制の確立、そして自律走行システム搭載車両の共同開発にも取り組んだことにより、順調に推移いたしました。

マミヤITソリューションズにつきましては、キャッシュレス対応に関する開発やモバイルオーダーシステム開発の案件において開発遅延等の影響により、低調に推移いたしました。

ICカードリーダーダライタにつきましては、首都高速向けETCカード用やタンクローリー車載コンピューター用のリーダーダライタにおいて、顧客のシステム機器構築の遅延や生産計画延期等の影響により、低調に推移いたしました。

この結果、電子機器事業セグメントの売上高は267億64百万円（前期比17.9%増）、営業利益は55億64百万円（前期比11.4%増）となりました。

（スポーツ事業セグメント）

主力製品の「LIN-Q」を世界統一のブランドと位置付け、認知度の更なる向上を目指し、国内外での販促活動に注力してまいりました。

国内におきましては、ドライバー用の「ATTAS RX SUNRISE RED」や「LIN-Q WHITE EX」が市場で評価を獲得するとともに、YouTubeをはじめとするSNSや雑誌広告、地上波テレビCM等を活用したブランド認知度の向上による販売拡大施策を進め、売上高は堅調に推移いたしましたが、円安による原材料高騰の影響を受け、利益は低調に推移いたしました。

海外におきましては、大手クラブメーカーへのOEM受注販売並びに棒高跳び用ポールの販売が堅調に推移いたしましたが、原材料等の高騰による原価上昇の影響により、利益は低調に推移いたしました。

この結果、スポーツ事業セグメントの売上高は54億5百万円（前期比19.0%増）、営業利益は77百万円（前期は1億73百万円の営業損失）となりました。

（不動産事業セグメント）

不動産事業セグメントにおきましては、収益用賃貸物件の建替えによる売上減少を、販売用不動産の売却収益や大手調剤薬局との協業によるヴィレッジ型医療モールをはじめとした賃貸物件の収益で補うとともに、外部コンサルタントを通じて情報収集に加え、新たな収益不動産の購入検討や仲介ビジネスに取り組んでまいりました。

この結果、不動産事業セグメントの売上高は15億40百万円（前期は1億55百万円）、営業利益は7億57百万円（前期は16百万円の営業利益）となりました。

（剰余金の配当について）

当社は、将来の事業展開と企業体質の強化のために必要な内部留保を確保しつ

つ、自己資本の充実により事業経営に係るリスクを適切に管理することにより、経営の基本方針のひとつである「利益ある成長」を実現するとともに、株主の皆様には、連結配当性向20～25%を目安とし、業績を加味した配当を今後の投資予定や財務の状況を総合的に勘案して行うことを利益配分の基本方針としております。また、当社定款の定めに基づく取締役会決議による自己株式の取得を可能とするなど、経営環境の変化に即した機動的な資本政策の推進及び株主還元の拡充等を図る体制を整備しております。

当事業年度の配当につきましては、遊技機周辺設備機器及び新紙幣対応紙幣識別機の受注が順調に推移したこと、並びに上記基本方針に基づき、第83回定時株主総会において株主の皆様のご賛同が得られましたら、1株当たり90円及び上場60周年記念配当1株当たり10円、合計で1株当たり100円の期末配当（年間配当も同じ）を実施する予定であります。

（資本政策等について）

当社は、資本政策の柱として、連結の自己資本利益率（ROE）8%以上及び連結の総資産利益率（ROA）5%以上を達成し得る利益を安定的かつ持続的に計上することができる事業構造を確立することを中長期的な目標として掲げるとともに、現下の業績が好調に推移していることを踏まえ、連結のROE12%を当面の目標として設定し、これらの目標を達成し維持すべく以下のような取り組みを推進することで、企業価値のさらなる向上を実現し、これによって、安定的かつ持続的に株主様に利益を還元してまいります。

なお、当連結会計年度のROEは20.7%となりました。

(1) ROAの改善

ROAを構成する売上高利益率及び総資産回転率の改善・向上を図るためのアクションプランを事業部門単位（子会社を含む）で策定し、適切な重要業績評価指標（KPI）を設定し検証する等のPDCAサイクルを通じて、増収・増益及び資産効率改善を進めることによって目標の達成を図ります。

- ・新規事業及び新製品開発への投資拡大並びに内部収益率（IRR）に基づく投資意思決定の合理化（例：船橋医療モールへの投資、I-GINS事業への継続投資、等）
- ・戦略的マーケティングとイノベーションによる高付加価値製品の展開
- ・不良品削減、物流費削減等による原価率の引き下げ、並びにリードタイム短縮、在庫削減等による棚卸資産回転率の改善（例：バン格拉デシュ工場における継続的な工場設備更新による生産性向上と大幅な受注増、OEM営業推進による工場稼働率向上、等）
- ・自動化・省人化等を進めることで業務効率及び生産性を向上させることによる、人件費をはじめとするコストの抑制・圧縮への取り組み（例：電子的文書管理システムの整備による文書及び業務処理の効率化、等）

(2) 財務レバレッジと財務安全性のバランス最適化

財務レバレッジに過度に依存することなく、余裕ある財務安全性を確保しながら、収益性及び効率性の向上によってROEの改善を図ることを基本方針いたします。

そして、かかる基本方針の下で、運転資金の安定的確保及びタイムリーな投資のために必要となる水準の有利子負債維持並びに安定配当及び自社株買い取りによる利益還元及び資本効率改善を含む、自己資本比率とレバレッジ比率の最適化を意識した企業価値最大化を志向するバランスのとれた資本政策を展開することで、継続的・安定的に「利益ある成長」を実現するための健全なバランスシートを維持し、その結果としてROEの持続的な改善を図ります。

・企業集団の事業セグメント別の売上高の状況

(単位：百万円)

項 目	第 82 期		第 83 期		対前期比 増 減 率
	(2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで)		(2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで)		
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率	
電 子 機 器 事 業	22,698	82.9%	26,764	79.4%	17.9%
ス ポ ー ツ 事 業	4,542	16.6	5,405	16.0	19.0
不 動 産 事 業	155	0.5	1,538	4.6	892.1
合 計	27,395	100.0	33,707	100.0	23.0

(注) 報告セグメントごとの売上高は、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は5億2百万円であり、その主なものは電子機器製造設備、ゴルフ用品生産設備及び賃貸不動産設備等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に当社グループは、株式会社りそな銀行を幹事とするシンジケートローン契約による総額2億25百万円の協調融資を受けております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第80期 (2022年3月期)	第81期 (2023年3月期)	第82期 (2024年3月期)	第83期 (当期) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	12,872	15,910	27,394	33,707
経 常 利 益 (百万円)	685	2,152	5,488	6,790
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	634	1,987	3,852	4,718
1株当たり当期純利益 (円・銭)	73.15	228.61	432.75	458.26
総 資 産 (百万円)	23,147	31,174	38,470	40,626
純 資 産 (百万円)	12,475	16,522	20,593	25,120

(注) 当連結会計年度（第83期）の詳細につきましては、前記「1. 企業集団の現況 (1) 当連結会計年度の事業の状況 ①事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第80期 (2022年3月期)	第81期 (2023年3月期)	第82期 (2024年3月期)	第83期 (当期) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	4,626	9,434	21,459	26,859
経 常 利 益 (百万円)	52	1,480	5,519	6,710
当期純利益又は 当 期 純 損 失 (百万円) (△)	△ 801	1,404	3,683	4,746
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円・銭)	△ 91.63	160.02	409.50	456.16
総 資 産 (百万円)	19,526	26,332	33,434	35,477
純 資 産 (百万円)	10,528	13,716	17,476	21,773

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
エフ・エス株式会社	百万円 50	% 100.0	遊技場向けシステム関連事業、小型自動券売機の販売
マミヤITソリューションズ株式会社	百万円 50	% 100.0	コンピュータソフトウェアの開発、販売、修理、保守
UST Mamiya Japan株式会社	百万円 10	% 100.0	ゴルフ関連用品の販売
株式会社エフ・アイ興産	百万円 10	% 99.0	不動産の売買、賃貸借、仲介
株式会社ネクオス	百万円 1	% 100.0	不動産の賃貸借、管理
United Sports Technologies Holdings, Inc.	千米ドル 1	% 100.0	UST-Mamiya, Inc.の持株会社
U S T - M a m i y a , I n c .	千米ドル 12,991	% 100.0 (100.0)	ゴルフ関連用品の販売
Mamiya-OP (Bangladesh) Ltd.	千タカ 157,095	% 100.0 (100.0)	ゴルフ関連用品の製造

(注) 1. 上記「当社の議決権比率」欄において、子会社の議決権のうち当社の他の子会社が所有するもの（以下、「間接所有の議決権」という。）がある場合、当該子会社の議決権の総数に対する当社所有及び間接所有の議決権の合計の比率を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の比率を（ ）内に内数として示しております。

2. 当社は、連結対象子会社を「重要な子会社」としております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 企業集団が対処すべき課題

当社グループは、これまで培ってきたマーケットインの視点を大切にした真摯な「ものづくり」の基盤を大切にしつつ、システムソリューション事業等への経営資源の投入を図ることで「ことづくり」による競争優位を確立し、事業領域を拡大し盤石の収益基盤を構築し、株主様をはじめとする当社の全てのステークホルダーの皆様の満足度と社会への貢献度を向上させるべく、全社一丸となって邁進してまいります。

さて、当社グループを取り巻く事業環境ですが、まず、電子機器事業の主力である遊技機関連市場においては、遊技場数の減少など遊技関連市場の縮小トレンドが続くものの、スマート遊技機の市場導入が進んでおり、既存遊技機からスマート遊技機への入れ替えは今後も継続するものと予想しております。

また、スポーツ事業においては、為替や原材料・素材価格の変動、生産拠点であるバングラデシュでのコスト上昇、さらには流動的な国際政治情勢などの様々な不安定要素を含む情勢が継続しております。

残る不動産事業については、首都圏全体で不動産価格が上昇し割安な物件の購入が難しい状況となっております。

このような事業環境に置かれながらも、当社グループの事業推進を下支えする基盤となる人材の確保と組織力強化やチャレンジ精神に富んだ企業風土の醸成に取り組む一方で、ICT（情報通信技術）環境の整備・拡充等による働き方や業務内容、キャリアプランの多様化を考慮した人事施策の導入やリモートワークの活用等労働環境の整備を推進し、労働生産性の向上や人材育成の強化等を進めてまいりました。

今後もこれらの取り組みに加え、DXの急速な進展をキャッチアップし新たなビジネスチャンスを見出すべく、当社グループにおける経営資源の合理的かつ積極的な活用による資本効率及び事業収益性の高い新規事業領域の開拓や、各事業セグメントにおける以下のような諸施策を強力に推進することにより、当社グループの最大の対処すべき課題である各々の業界動向に左右されない独自の収益基盤の確立に粘り強く取り組んでまいります。

事業セグメント別の対処すべき課題につきましては、次のとおりであります。

【電子機器事業セグメント】

（アミューズメント事業）

- ・スマート遊技機の市場投入に伴う需要拡大を受け、生産体制の最適化によって機会損失を最小化いたします。
- ・OEM主体の事業構造を抜本的に改革すべく、コンサルティング営業を柱とした戦略的マーケティングの展開により事業拡大を図ります。

- ・受託開発における差別化を図るため、市場を熟知した当社だから可能な、顧客ニーズを捉えた提案を含めた開発を推進します。
- ・政府が推進するキャッシュレス決済の社会的潮流を汲み取り、アミューズメント業界が求める決済の姿の実現に取り組みます。

(システムソリューション事業)

- ・ICTソリューション（システム及び製品）の「調査（市場・特許・技術）」「企画立案」「提案」「システム開発」「インフラ構築」「システム保守」の全てを受託することができる体制の構築に努めてまいります。
- ・継続的な収益源となるソフトウェアソリューション事業への戦略的展開を強力に推進し、新規顧客基盤の構築を図ります。
- ・既存顧客との信頼関係の維持強化によるシステム開発案件の安定的な獲得に努めます。
- ・ソフトウェア開発ベンダとしての競争優位の確保を図るため、AIを活用した新規サービスの開発・提案を積極的に推進します。
- ・IT分野における人材不足に対応するため、新卒採用、未経験採用、外国人採用やM&Aなど様々な取り組みによる人材の確保を図るとともに、従業員に対するスキルアップ支援等により生産性の向上を図ります。

(券売機事業)

- ・市場ニーズをとらえた新型券売機の市場投入・販売拡大を強力に推進します。
- ・リユース事業のさらなる展開を図るため、券売機の買取強化を進めつつ、レンタル事業を含めた更なる拡大を目指します。
- ・大口顧客となる新規販売店等の法人をターゲットとした戦略的マーケティングを強化促進します。

(I-GINS事業)

- ・保守メンテナンス体制の充実強化を図るため、外部業者との連携を強化し、サービス網・サービス体制を拡充するとともに、対応事例に関するデータベースの整備・構築をより一層推進します。
- ・利益率を向上させるため、搭載部品更新や部品点数削減等による既存製品の改良を継続的に進めます。
- ・将来の新製品への展開を視野に入れ、搭載部品の共通化を進めます。
- ・ホームページやSNS等の媒体を通じた戦略的な発信を通じてI-GINSの革新的意義に対する認知度向上と優秀な人材の確保を図ります。
- ・搭載車両を多様化することによりメーカー依存度を分散化する事業体制の構築を図ります。

(ICカードリーダーライタ事業)

- ・ 高速道路料金授受システム等の、多様な開発案件の新規獲得を進めます。
- ・ マイナンバーカードを利用したシステム等の多様な開発案件の新規獲得を進めます。

【スポーツ事業セグメント】

- ・ UST-Mamiya, Inc.とUST Mamiya Japan(株)との一体的な運営によって、グローバル市場におけるUSTMamiyaブランドを確立し、認知度向上及び販売拡大を強力に推進します。
- ・ 大手クラブメーカーへの大量のOEM供給によって露出度を高めることで、USTMamiyaブランドの認知度とバリューを強化し、高付加価値製品としてのポジションを確立する戦略的な取り組みをさらに強化します。
- ・ ブランドの露出度向上を目指し、PGA出場選手などの有名選手に使用していただくため、ツアーサポートをさらに強化します。
- ・ 利益率向上のため、高品質を訴求し、アフターマーケットおよびフィッティング向け販売ルートへの事業拡大を推進します。
- ・ バングラデシュにおけるコスト上昇に対応するため、工場における適正人員の見直しを継続的に進めるとともに、購買部門を強化することで購買費の低減を推進します。
- ・ 精緻なサプライチェーンマネジメントと出荷サイクル最適化による生産平準化を図るとともに、不良率減少とリードタイム短縮等を実現し、急な受注増にも臨機応変に対応できる製造オペレーションを確立する取り組みを徹底することで、競争優位を訴求します。
- ・ QMS（品質管理システム）の構築を進め、品質ロスや品質コストを着実に削減するとともに、製品の市場競争力を強化します。

【不動産事業セグメント】

- ・賃貸不動産の適切な管理・運用によって既存顧客との信頼関係を維持強化するとともに、ポータルサイトの積極的な活用や、AI査定を導入することによる仲介業務の効率性、信頼性の向上を図ります。
- ・不動産市況の動向を正しく見定め、安定的な賃料収入を目指した新規物件の購入、戸建て、区分売買などの仲介業務により収益の極大化を図ります。
- ・ヴィレッジ型医療モールをはじめ、ビル型の医療モール等の周辺領域への開発案件への参入も積極的に行います。

当社グループは、以上のような取り組みを推進するとともに、今後の事業成長の基盤として、事業管理体制の強化・効率化と経営レベルでの意思決定の効率化の双方が必要不可欠であると認識しております。

管理体制の強化・効率化という観点では、開発部門を強化し規模を拡大していく一方で、技術開発等に係る人件費及び原材料価格等の高騰に適切に対応した原価管理の徹底、費用対効果のモニタリングを強化する等、更なるガバナンスの強化を図ってまいります。他方、経営レベルでの意思決定の効率化という観点においては、業務執行機能と管理監督機能の分離と適切な権限委譲を通じ、経営の意思決定と業務執行のスピードアップを図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業セグメント	主要製品および事業内容
電 子 機 器 事 業	遊技機関連機器、小型自動券売機、紙幣搬送システム、紙幣識別機、自律走行システム等の開発、製造及び販売、遊技システムの設置・保守、ソフトウェアの開発・保守等
ス ポ ー ツ 事 業	ゴルフ関連用品、遮断桿、矢及び弓(洋弓用)、棒高跳びポールの製造及び販売
不 動 産 事 業	不動産の売買、賃貸借、仲介、管理等

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

1. 当社

本店・工場：埼玉県飯能市大字新光1番地1

東京本社：東京都新宿区西新宿六丁目18番1号

住友不動産新宿セントラルパークタワー

2. 主要な子会社の事業所

- ① エフ・エス株式会社 (電子機器事業)
東京都新宿区
- ② マミヤITソリューションズ株式会社 (電子機器事業)
東京都新宿区
- ③ UST Mamiya Japan株式会社 (スポーツ事業)
東京都千代田区
- ④ 株式会社エフ・アイ興産 (不動産事業)
東京都新宿区
- ⑤ 株式会社ネフオス (不動産事業)
埼玉県飯能市
- ⑥ United Sports Technologies Holdings, Inc. (スポーツ事業)
アメリカ合衆国
- ⑦ UST-Mamiya, Inc. (スポーツ事業)
アメリカ合衆国
- ⑧ Mamiya-OP (Bangladesh) Ltd. (スポーツ事業)
バングラデシュ人民共和国

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子機器事業	189 (25) 名	3名増 (1名増)
スポーツ事業	1,388 (7) 名	85名増 (1名増)
不動産事業	0 (0) 名	－
全社 (共通)	35 (6) 名	5名増 (1名増)
合 計	1,612 (38) 名	93名増 (3名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの被出向者を含む。) であり、臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 2025年3月31日現在、不動産事業セグメントに臨時従業員1名が在籍しております。
4. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
137名	8名増	44.1歳	14.6年

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,572 (555) 百万円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	1,189 (－)
株 式 会 社 足 利 銀 行	1,164 (380)
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	1,101 (230)
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	945 (－)
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	921 (－)

- (注) 1. () 内は、(株)りそな銀行を幹事とするシンジケートローン契約により借入れた総額39億円の当期末残高であります。

2. 上記金額には、社債（私募債）の未償還額を含んでおります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,508,670株
- ③ 株主数 11,821名
- ④ 大株主（上位12名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 デ ー タ ・ ア ー ト	3,974,700株	38.08%
J - N E T 株 式 会 社	230,400株	2.21%
竹 林 嘉 浩	121,200株	1.16%
INTERACTIVE BROKERS LLC	107,100株	1.03%
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	101,000株	0.97%
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT	71,000株	0.68%
サ ク サ 株 式 会 社	65,000株	0.62%
東京海上日動火災保険株式会社	56,880株	0.54%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	56,359株	0.54%
鈴 木 聡	40,000株	0.38%
中 村 正 之	40,000株	0.38%
有 限 会 社 福 田 商 事	40,000株	0.38%

- (注) 1. 当社は、自己株式を70,195株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. J-NET(株)が所有する株式は、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条の規定により議決権を有していません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	関 口 正 夫	エフ・エス㈱代表取締役社長 マミヤITソリューションズ㈱代表取締役社長
常 務 取 締 役	樋 口 常 洋	管理本部長 スキャロボ事業担当取締役 スポーツ事業担当取締役 輸出管理統括責任者
常 務 取 締 役	篠 田 高 徳	技術開発本部長 アミューズメント事業担当取締役
取 締 役	水 谷 富 士 也	J-NET㈱常務取締役
取 締 役	寺 本 吉 男	寺本法律会計事務所代表
取 締 役	河 邊 有 二	
常 勤 監 査 役	福 田 誠	
監 査 役	高 田 祐 三	
監 査 役	國 府 田 智	國府田智税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役寺本吉男氏及び河邊有二氏は、社外取締役であります。
2. 監査役高田祐三氏及び國府田智氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役福田誠氏は、当社執行役員総務部長及び当社子会社役員を歴任するとともに、長く当社IR責任者を務め、またJ-SOX導入を主導し、2019年から監査役就任までは監査室長を兼務するなど、財務及び会計並びに内部監査に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役高田祐三氏は、J-NET㈱の取締役を務めた後に、当社常勤監査役を経て当社社外監査役に就任し、当事業と関連する分野における企業経営者としての豊富な知識と経験に基づき職務を執行しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役國府田智氏は、国税庁において、東京国税局査察部審理課長、品川税務署長等を歴任し、現在は税理士事務所代表を務めるなど、税務並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、社外取締役寺本吉男氏及び河邊有二氏並びに社外監査役高田祐三氏及び國府田智氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

7. 重要な兼職に該当するものとしての判断基準を以下のとおりとし、これらを原則的な基準として、重要性につき総合的に判断し記載しております。
- ①当該役員が兼職先の代表者である場合
 - ②兼職が主な職業（本職）である場合
 - ③兼職先において重要な職務を担当している場合
 - ④兼職先と当社または当社連結子会社との間に、一定の取引関係がある場合
8. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
- 2024年6月27日開催の第82回定時株主総会において、監査役國府田智氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要等は以下のとおりであります。

イ. 被保険者の範囲

当社及び当社子会社の取締役及び監査役

ロ. 保険契約の内容の概要

当該保険契約により被保険者の行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象としないこととしております。なお保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

⑥ 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年3月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を実践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すにふさわしいものとする。具体的には、取締役の報酬は、基本報酬等としての固定報酬及び追加報酬の支給の他に、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有することにより、取締役の株価上昇及び業績向上への貢献意欲を高める目的でストックオプションとしての新株予約権を付与するものとする。

また、取締役の報酬の内容について株主様をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとする。

b. 取締役の個人別の基本報酬等（金銭報酬等であり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないもの。以下同じ。）の額またはその算定方法の決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬等は、月例の固定報酬と追加報酬で構成される。月例の固定報酬は、年額の固定報酬を12分割して毎月支給するものとする。年額の固定報酬の額は、取締役会によって決定する一定の基準（「取締役報酬額決定に係る基準」等）に基づき、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとする。追加報酬は、月例の固定報酬を基準とし、取締役会において定める時期に支給することができるものとする。具体的には、取締役報酬額決定に係る基準等に基づき、各取締役の役位、職責等に応じて、取締役会において一任をうけた代表取締役社長が具体的な支給額を決定する。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及びその額もしくは数またはその算定方法の決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社は、利益や株価等のパフォーマンス指標に連動する業績連動報酬等は採用していない。当社は、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的向上を図るインセンティブを付与し、株主重視の経営意識の高揚を図るため、非金銭報酬等として、取締役を対象とした株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、株主総会で決議された総枠の範囲内で報酬として支給する。個人別の額等については「株式報酬型ストックオプション規程」等に基づき決定し、毎年一定の時期に新株予約権を付与する。ストックオプションの公正価値は、ブラック・ショールズ・モデル等、相当な根拠により算定の上、決定することとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

(1) 取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定することとする。

(2) 当社は、基本報酬等として、「取締役報酬額決定に係る基準」に基づき、各取締

役の役位、職責等に応じて、基本報酬等の金額を決定するものとし、その割合は、概ね、個々の取締役の個人別の報酬額の80%～100%の範囲とする。

- (3) 当社は、非金銭報酬等として、取締役を対象とした株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を報酬として付与するものとし、「株式報酬型ストックオプション規程」等に基づき、役位別報酬月額相当額に役位別係数を乗じて得た額を、第三者機関が算定したストックオプションの公正価値で除して得た付与株式数を、単元株式数である100株で除して得た数の新株予約権を付与するものとし、その割合は、概ね、個々の取締役の個人別の報酬額の0%～20%の範囲とする。
- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬等の額につき、当社の業績及び取締役会で決議した一定の基準（「取締役報酬額決定に係る基準」等）を踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定するものとする。なお、代表取締役社長は、当該決定にあたり、社外取締役及び社外監査役の意見を求めるものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百 万 円)	報酬等の種類別の総額（百 万 円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬等	業績連動 報酬等	非 金 銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	80 (9)	70 (8)	—	10 (0)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	27 (12)	27 (12)	—	—	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	107 (21)	97 (21)	—	10 (0)	10 (5)

- (注) 1. 上表には、2024年6月27日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 非金銭報酬等は、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権であり、その内容は、1頁に記載のウェブサイトに掲載している「第83回定時株主総会招集ご通知その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項） 事業報告 新株予約権等の状況」に記載しております。
3. 取締役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の臨時株主総会において年額2億50百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は0名）です。
また金銭報酬とは別枠で2021年6月29日開催の第79回定時株主総会において、取締役に対して、ストックオプション報酬額として年額2億50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の第55回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長 関口正夫氏に対し、取締役会において毎年決定する「取締役報酬額決定に係る基準」に基づき、各取締役の役位、職責等に応じて、各取締役の基本報酬の額を決定することを委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職務執行及び業務遂行について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
6. 表中の金額について、百万円未満の金額は「0」を表示しております。

⑦ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役寺本吉男氏は、寺本法律会計事務所代表であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
 - ・社外取締役河邊有二氏は、他の法人等における重要な兼職はありません。
 - ・社外監査役高田祐三氏は、他の法人等における重要な兼職はありません。
 - ・社外監査役國府田智氏は、國府田智税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ロ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況等

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	寺本吉男	当事業年度において開催された取締役会13回のうち11回に出席いたしました。 寺本吉男氏は、長年にわたる弁護士業務を通じて得た豊富な経験と専門的知識を活かし、取締役会において法務・コンプライアンスに関する専門的な立場から監督・助言を行うことを期待されており、その役割・責務を適切に果たすことにより、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保することに貢献しております。
社外取締役	河邊有二	当事業年度において開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 河邊有二氏は、長年の警察行政並びに大手GMSグループ会社の監査役としてのキャリアを通じて得た豊富な実績並びに経験を活かし、取締役会において法務・コンプライアンスやリスク管理に関する専門的な立場から監督・助言を行うことを期待されており、その役割・責務を適切に果たすことにより、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保することに貢献しております。
社外監査役	高田祐三	当事業年度において開催された取締役会全13回の全てに、また、監査役会全13回の全てに出席いたしました。 当事業と関連する分野における企業経営者としてのキャリア及び長年にわたる国際ビジネスを通じて得た豊富な知識と経験を活かし、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	國府田智	2024年6月27日就任以降、当事業年度において開催された取締役会全10回の全てに、また、監査役会全10回の全てに出席いたしました。 国税庁勤務によって得た財務・会計及び税務全般にわたる豊富な知識と経験を活かし、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称

普賢監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,000 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、United Sports Technologies Holdings, Inc.及びUST-Mamiya, Inc.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	26,490,269	流 動 負 債	8,157,146
現 金 及 び 預 金	14,238,023	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,869,455
受 取 手 形	139,918	電 子 記 録 債 務	1,729,775
売 掛 金	4,685,788	短 期 借 入 金	305,000
電 子 記 録 債 権	155,205	1年内返済予定の長期借入金	1,883,272
商 品 及 び 製 品	2,032,154	未 払 法 人 税 等	1,278,189
仕 掛 品	1,019,339	賞 与 引 当 金	117,798
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,657,358	そ の 他	973,653
販 売 用 不 動 産	265,659	固 定 負 債	7,348,179
そ の 他	300,143	社 債	900,000
貸 倒 引 当 金	△3,322	長 期 借 入 金	4,804,009
固 定 資 産	14,135,739	繰 延 税 金 負 債	329,618
有 形 固 定 資 産	5,698,894	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	45,110
建 物 及 び 構 築 物	1,480,746	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,003,583
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	396,056	そ の 他	265,856
工 具 、 器 具 及 び 備 品	139,942	負 債 合 計	15,505,325
土 地	3,263,858	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	271,609	株 主 資 本	23,005,853
建 設 仮 勘 定	146,681	資 本 金	4,804,323
無 形 固 定 資 産	240,852	資 本 剰 余 金	1,030,685
そ の 他	240,852	利 益 剰 余 金	17,430,249
投 資 そ の 他 の 資 産	8,195,992	自 己 株 式	△259,404
投 資 有 価 証 券	5,991,783	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,057,083
長 期 貸 付 金	648,054	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	783,637
出 資 金	1,009,112	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△22,746
繰 延 税 金 資 産	61,830	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,296,191
そ の 他	493,737	新 株 予 約 権	47,320
貸 倒 引 当 金	△8,525	非 支 配 株 主 持 分	10,425
資 産 合 計	40,626,008	純 資 産 合 計	25,120,683
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	40,626,008

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		33,707,297
売上原価		23,159,370
売上総利益		10,547,926
販売費及び一般管理費		4,148,317
営業利益		6,399,608
営業外収益		
受取利息	48,442	
受取配当金	111,854	
出資金運用益	159,078	
持分法による投資利益	146,770	
その他	48,893	515,039
営業外費用		
支払利息	78,146	
為替差損	37,226	
その他	8,731	124,103
経常利益		6,790,544
特別利益		
固定資産売却益	519	
投資有価証券売却益	21,626	22,145
特別損失		
固定資産除売却損	146,865	
減損損失	118,900	265,766
税金等調整前当期純利益		6,546,923
法人税、住民税及び事業税	1,947,929	
法人税等調整額	△117,850	1,830,079
当期純利益		4,716,844
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△1,571
親会社株主に帰属する当期純利益		4,718,416

連結株主資本等変動計算書

(2 0 2 4 年 4 月 1 日 から)
(2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,534,381	760,744	13,465,861	△ 258,442	18,502,545
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	269,941	269,941			539,882
剰 余 金 の 配 当			△ 754,028		△ 754,028
親会社株主に帰属する当期純利益			4,718,416		4,718,416
自 己 株 式 の 取 得				△ 962	△ 962
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	269,941	269,941	3,964,387	△ 962	4,503,307
当 期 末 残 高	4,804,323	1,030,685	17,430,249	△ 259,404	23,005,853

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調整 勘定	その他の包括 利益累計額			
当 期 首 残 高	1,027,073	10,761	1,001,054	2,038,890	40,030	11,997	20,593,463
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行				—			539,882
剰 余 金 の 配 当				—			△ 754,028
親会社株主に帰属する当期純利益				—			4,718,416
自 己 株 式 の 取 得				—			△ 962
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△ 243,436	△ 33,507	295,136	18,192	7,290	△ 1,571	23,911
当 期 変 動 額 合 計	△ 243,436	△ 33,507	295,136	18,192	7,290	△ 1,571	4,527,219
当 期 末 残 高	783,637	△ 22,746	1,296,191	2,057,083	47,320	10,425	25,120,683

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	22,794,054	流 動 負 債	7,576,372
現 金 及 び 預 金	12,905,813	支 払 手 形	19,816
受 取 手 形	125,962	買 掛 金	1,715,357
売 掛 金	3,810,302	電 子 記 録 債 務	1,725,958
電 子 記 録 債 権	86,712	短 期 借 入 金	225,000
商 品 及 び 製 品	1,590,992	1年内返済予定の長期借入金	1,843,984
仕 掛 品	967,382	未 払 法 人 税 等	1,244,892
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,768,336	賞 与 引 当 金	47,167
関係会社短期貸付金	391,108	そ の 他	754,195
そ の 他	147,443		
		固 定 負 債	6,127,591
固 定 資 産	12,683,894	社 債	900,000
有 形 固 定 資 産	1,846,861	長 期 借 入 金	4,563,880
建 物	307,088	繰 延 税 金 負 債	23,418
構 築 物	24,655	退 職 給 付 引 当 金	599,969
機械装置及び運搬具	117,864	そ の 他	40,323
工具、器具及び備品	81,930	負 債 合 計	13,703,963
リ ー ス 資 産	8,038	(純 資 産 の 部)	
土 地	1,267,340	株 主 資 本	21,036,058
建 設 仮 勘 定	39,943	資 本 金	4,804,323
		資 本 剰 余 金	1,030,685
無 形 固 定 資 産	50,675	資 本 準 備 金	845,575
そ の 他	50,675	そ の 他 資 本 剰 余 金	185,109
		利 益 剰 余 金	15,266,142
投 資 其 他 の 資 産	10,786,357	利 益 準 備 金	541,793
投 資 有 価 証 券	3,482,474	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,724,348
関 係 会 社 株 式	2,978,645	繰 越 利 益 剰 余 金	14,724,348
出 資 金	1,002,982	自 己 株 式	△ 65,092
長 期 貸 付 金	416,666	評 価 ・ 換 算 差 額 等	690,605
関係会社長期貸付金	2,609,503	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	690,605
そ の 他	294,084	新 株 予 約 権	47,320
資 産 合 計	35,477,948	純 資 産 合 計	21,773,984
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	35,477,948

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	26,859,938
売 上 原 価	18,530,399
売 上 総 利 益	8,329,539
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,058,850
営 業 利 益	6,270,688
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	339,409
出 資 金 運 用 益	159,078
そ の 他	40,164
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	73,676
為 替 差 損	16,678
そ の 他	8,704
経 常 利 益	99,059
特 別 利 益	6,710,281
投 資 有 価 証 券 売 却 益	21,626
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	21,762
減 損 損 失	53,595
税 引 前 当 期 純 利 益	75,358
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,656,548
法 人 税 等 調 整 額	1,934,758
当 期 純 利 益	△25,139
	1,909,618
	4,746,929

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
						繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	4,534,381	575,634	185,109	760,744	541,793	10,731,447	11,273,240	△64,129	16,504,236
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	269,941	269,941		269,941					539,882
剰 余 金 の 配 当						△754,028	△754,028		△754,028
当 期 純 利 益						4,746,929	4,746,929		4,746,929
自 己 株 式 の 取 得								△ 962	△ 962
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									－
当 期 変 動 額 合 計	269,941	269,941	－	269,941	－	3,992,901	3,992,901	△ 962	4,531,821
当 期 末 残 高	4,804,323	845,575	185,109	1,030,685	541,793	14,724,348	15,266,142	△ 65,092	21,036,058

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	932,402	932,402	40,030	17,476,669
当期変動額				
新株の発行				539,882
剰余金の配当				△754,028
当期純利益				4,746,929
自己株式の取得				△962
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△241,797	△241,797	7,290	△234,506
当期変動額合計	△241,797	△241,797	7,290	4,297,314
当期末残高	690,605	690,605	47,320	21,773,984

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

マミヤ・オーピー株式会社
取締役会 御中

普賢監査法人
東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 達哉
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高橋 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マミヤ・オーピー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マミヤ・オーピー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

マミヤ・オーピー株式会社
取締役会 御中

普賢監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 伊藤 達哉
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高橋 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マミヤ・オーピー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

マミヤ・オーピー株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	福 田	誠	㊞
社 外 監 査 役	高 田 祐	三	㊞
社 外 監 査 役	國 府 田	智	㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えており、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第83期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり90円及び上場60周年記念配当1株当たり10円、合計で1株当たり100円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,043,847,500円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（任期）につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第36条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、現行定款第36条（剰余金の配当の基準日）を変更し、内容が重複する現行定款第37条（中間配当）を削除するものであります。
- (3) その他、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（任期） 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 第22条～第35条（条文省略） （新 設）	（任期） 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. （現行どおり） 第22条～第35条（現行どおり） <u>（剰余金の配当等の決定機関）</u> <u>第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u>

(剰余金の配当の基準日) <u>第36条</u> 当会社の期末配当の基準日は、 毎年3月31日とする。 (新 設) (新 設) <u>(中間配当)</u> <u>第37条</u> 当会社は、取締役会決議によ り、毎年9月30日を基準として、 中間配当を行うことができる。	(剰余金の配当の基準日) <u>第37条</u> 当会社の期末配当の基準日は、 毎年3月31日とする。 <u>2. 当会社の中間配当の基準日は、 毎年9月30日とする。</u> <u>3. 前二項のほか、基準日を定めて 剰余金の配当をすることができる。</u> (削 除)
--	---

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号
1

せ	き	ぐ	ち	ま	さ	お
関	口	正	夫			

再任

■ 生年月日

1957年7月8日生

■ 所有する当社の株式の数

1,300株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2006年 6月 当社監査役
2007年 6月 (株)データ・アート 代表取締役専務
2011年 4月 (株)ゲームカード・ソリューションズ 取締役
2017年 6月 ジャパンネットワークシステム(株) (現 J-NET(株)) 代表取締役社長
2022年 6月 当社代表取締役社長 (現任)
エフ・エス(株) 代表取締役社長 (現任)
マミヤITソリューションズ(株) 代表取締役社長 (現任)

（取締役候補者とした理由）

関口正夫氏は、2006年6月から10年間にわたり当社監査役を務めるなど当社及び当社グループの事業を熟知し、また、長く企業会計に係る実務に携わり、さらには遊技関連事業を営む数社の役員を歴任する等、当該業界に精通するとともに、会社代表者としての豊富な経験と人脈を有することから、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

ひ
樋ぐ
口つ
常ひ
洋

再任

■ 生年月日

1960年6月23日生

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2021年 6月 当社管理本部長（現任）
エフ・エス㈱ 取締役（現任）
2021年10月 マミヤITソリューションズ㈱ 監査役（現任）
2022年 6月 当社取締役
2022年 8月 当社常務取締役（現任）
（担当事業等）
スキャロボ事業、スポーツ事業、輸出管理統括責任者

（取締役候補者とした理由）

樋口常洋氏は、当社メインバンクであるりそな銀行で長く金融実務に携わったほか、2021年6月からは当社の執行役員管理本部長として当社グループ全体の事業経営に関与する等、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

3

し
篠だ
田た
高の
徳

再任

■ 生年月日

1961年9月23日生

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年 4月 当社入社
2008年 5月 当社営業本部システム機器営業部長
2015年 6月 当社取締役
2015年 7月 当社電子事業統括本部長
2018年 7月 当社技術開発本部長（現任）
2023年 6月 当社常務取締役（現任）
（担当事業等）
アミューズメント事業

■ 所有する当社の株式の数

2,900株

（取締役候補者とした理由）

篠田高德氏は、当社グループの主力事業である遊技関連機器事業において、長く営業部長を務め当該市場を知悉し豊富な経験と優れた実績を有しております。さらに、2015年6月には当社取締役に選任され当社グループの電子機器事業に係る開発・製造を含めた経営戦略の策定・推進に貢献しておりますことから、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

4

みず

たに

ふ

じ

や

水谷 富士也

再任

生年月日

1961年8月12日生

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1991年4月 当社入社
 2013年6月 当社管理本部長
 2015年6月 当社取締役（現任）
 2017年6月 当社常務取締役
 2019年6月 J-NET(株)常務取締役（現任）

所有する当社の株式の数

1,000株

（取締役候補者とした理由）

水谷富士也氏は、当社において経営企画部門及び財務・経理部門の責任者を長く務め、2019年からは当社の持分法適用関連会社であるJ-NET(株)の常務取締役を兼務するなど、当社グループの事業及び経営の実情を知悉しており、新規事業を含む経営全般に係る戦略の策定・推進に貢献することができると判断したことから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

てら

もと

よし

お

寺本 吉男

再任

社外

独立

生年月日

1960年2月1日生

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年4月 弁護士登録
 1993年4月 寺本法律会計事務所開設 代表（現任）
 2004年4月 第一東京弁護士会副会長
 2010年4月 日本弁護士連合会常務理事
 2015年6月 当社社外取締役（現任）

所有する当社の株式の数

0株

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）

寺本吉男氏は、第一東京弁護士会副会長、日本弁護士連合会常務理事を歴任し、企業法務及びコンプライアンスを知悉するなど、弁護士としての豊富な実績と高い識見を有しており、法務・コンプライアンスに関する専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待しており、経営の健全性確保に貢献することなどを通じて当社社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号
6

かわ べ ゆう じ
河 邊 有 二

再任

社外

独立

生年月日

1957年10月25日生

所有する当社の株式の数

0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2010年1月	愛知県警察本部長
2012年8月	警察庁長官官房審議官（警備局担当）
2013年8月	内閣官房内閣衛星情報センター次長
2016年5月	イオンリテール㈱監査役
2017年5月	イオンディライト㈱監査役
2023年6月	当社社外取締役（現任）

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）

河邊有二氏は、警察庁入庁以来35年の長きにわたり警察行政に携わった後、大手GMSグループ会社の監査役を歴任するなど、企業経営並びに公益確保に係る豊富な経験と高い識見を有しており、法務・コンプライアンスやリスク管理の観点を含む取締役の職務執行に対する監督・助言を通じて社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社グループにおける健全かつ有効な企業経営に貢献することが期待できる人材であると判断したことから、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

- （注） 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社と当社の連結対象子会社との資本関係については、事業報告における「1. 企業集団の現況 (3) 重要な子会社の状況」に記載したとおりであります。
3. 寺本吉男氏及び河邊有二氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって寺本吉男氏が10年、河邊有二氏が2年となります。
4. 当社は、寺本吉男氏及び河邊有二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定して届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員に指定する予定であります。
5. 社外取締役候補者と当社との間で、責任限定契約を締結する予定はありません。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社及び当社子会社の取締役の行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
7. 事業報告における「2. 会社の現況 (2) 会社役員の状況①取締役および監査役の状況（注）7」に記載のとおり、当社役員の重要な兼職の判断基準に従い、取締役候補者の略歴につきましても、株主様に取締役としての適性をご判断いただくにあたり重要と考える兼職状況及び略歴を記載しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役高田祐三氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

まつ たけ なお き
松 竹 直 喜

新任

社外

独立

生年月日

1958年6月30日生

所有する当社の株式の数

0株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1985年 7月 監査法人中央会計事務所 入所
1987年 4月 公認会計士登録
1993年 3月 (株)カズコーポレーション 代表取締役 (現任)
2003年 6月 ビービー・カストロール(株) 社外監査役
2012年 2月 明光監査法人 品質担当代表社員 (現任)
2016年 3月 ビービー・カストロール(株) 社外取締役(監査等委員)
2023年 6月 栄研化学(株) 社外取締役(監査等委員) (現任)

(社外監査役候補者とした理由)

松竹直喜氏は、公認会計士として監査業務に従事した経験を活かし、経営コンサルタント業の代表取締役を務め、監査法人の品質担当代表社員や上場企業の社外取締役（監査等委員）を兼務するなど、会計のみならず各種コンサルティングや監査業務の豊富な経験と高い識見を有しております。上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したことから、新たに社外監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 松竹直喜氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松竹直喜氏は新任の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、松竹直喜氏が東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、同氏の選任が承認された場合には、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 松竹直喜氏が社外監査役に選任された場合、同氏と当社との間で責任限定契約を締結する予定はありません。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社及び当社子会社の監査役の行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害を填補することとしております。候補者が社外監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 事業報告における「2. 会社の現況 (2) 会社役員の状況 ①取締役および監査役の状況 (注) 7」に記載のとおり、当社役員の重要な兼職の判断基準に従い、監査役候補者の略歴につきましても、株主様に監査役としての適性をご判断頂くにあたり重要と考える兼職状況及び略歴を記載しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

す ぎ さ わ ゆ う き
杉 沢 結 樹

補欠 社外

生年月日

1985年1月3日生

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2011年12月	コスモ・イーシー(株)入社
2015年 1月	(株)セキュア・テック監査役（現任）
2016年10月	日宝建設工業(株)監査役（現任）
2021年 4月	当社社外監査役

所有する当社の株式の数

0株

（補欠の監査役候補者とした理由）

杉沢結樹氏は、10年以上にわたり財務及び会計並びに税務に係る業務に従事し、日宝建設工業(株)の監査役を務めるなど、当該業務に係る豊富な知識と経験を有しております。これらのことから、監査役に欠員が生じた場合、当社監査体制にその知識及び経験を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したことから、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 杉沢結樹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 杉沢結樹氏は(株)セキュア・テックの監査役であり、同社は当社との間に取引関係があります。
3. 杉沢結樹氏はコスモ・イーシー(株)の使用者であり、同社は当社との間に取引関係があります。
4. 杉沢結樹氏は補欠の社外監査役候補者であります。
5. 杉沢結樹氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 杉沢結樹氏が社外監査役に選任された場合、同氏と当社との間で責任限定契約を締結する予定はありません。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社及び当社子会社の監査役の行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害を填補することとしております。候補者が補欠監査役に選任後、社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
8. 事業報告における「2. 会社の現況 (2) 会社役員の状況 ①取締役および監査役の状況（注）7」に記載のとおり、当社役員の重要な兼職の判断基準に従い、補欠監査役候補者の略歴につきましても、株主様に監査役としての適性をご判断いただくにあたり重要と考える兼職状況及び略歴を記載しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

会場

〒160-0023 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
TEL 03-3362-4792



交通のご案内

東京メトロ丸ノ内線「西新宿」駅 出口1より徒歩3分
都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅 E4出口より徒歩7分
JR「新宿」駅 A18出口より徒歩15分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。